

学校における携帯電話等の取扱い等に関する調査について（概要）

平成21年1月30日
文部科学省児童生徒課

1. 調査内容・方法

(1) 調査対象

- ① 公立小学校（21,800校）
公立中学校（中等教育学校前期課程を含む）（10,045校）
公立高等学校（中等教育学校後期課程を含む）（4,455校）
- ② 都道府県教育委員会（47教育委員会）
市町村教育委員会（1,826教育委員会）

(2) 調査内容概要

- ① 小・中・高等学校
 - ・ 学校が校則等により児童生徒による学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止しているか否か。
 - ・ 学校における携帯電話の取扱いをどのようにしているのか。
- ② 都道府県教育委員会・市町村教育委員会
 - ・ 教育委員会において、所管学校に対する指導方針として児童生徒による学校への携帯電話の持ち込み禁止等を定めているか否か。
 - ・ 教育委員会の方針はどのようなものか。

(3) 調査時期

平成20年12月1日時点の状況を調査。

※ 12月2日以降に取扱い等が変更されている場合もある。

2. 結果概要

(1) 学校の取組状況【資料1】

- 小学校では、学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止としている学校が約94%。
- 中学校では、学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止としている学校が約99%。
- 高等学校では、学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止として学校が約20%、持ち込みを認めているが授業中の使用を禁止している学校が、約57%、持ち込みを認めているが学校内での使用を禁止している学校が、約18%。

- ・携帯電話の学校への持込みを原則禁止としている
 - 小学校 20,527校(94%)
 - 中学校 9,936校(99%)
 - 高等学校 887校(20%)
- ・持込みを認めているが、授業中の使用を禁止している
 - 高等学校 2,525校(57%)
- ・持込みを認めているが、学校内での使用を禁止している
 - 高等学校 798校(18%)

※中学校は、中等教育学校前期課程含む
高等学校は、中等教育学校後期課程含む

(2) 都道府県教育委員会の取組状況【資料2】

- 教育委員会として、携帯電話の持込み等について指導方針を定めているのは、約51%(24教育委員会)。
- うち原則持込み禁止としている教育委員会が小学校約29%(7教育委員会)、中学校約33%(8教育委員会)、高等学校約13%(3教育委員会)。

- ・教育委員会として、携帯電話の持込み等について指導方針を定めていますか
はい 24 / いいえ 23
- ・今後、教育委員会において方針を定めることを予定していますか
はい 5 / いいえ 9 / 検討中 9

(3) 市町村教育委員会の取組状況【資料3】

- 教育委員会として、携帯電話の持込み等について指導方針を定めているのは、約28%(510教育委員会)。
- うち原則持込み禁止としている教育委員会が小学校約90%(461教育委員会)、中学校約90%(460教育委員会)。

- ・教育委員会として、携帯電話の持込み等について指導方針を定めていますか
はい 510 / いいえ 1316
- ・今後、教育委員会において方針を定めることを予定していますか
はい 63 / いいえ 619 / 検討中 634

学校における携帯電話等の取扱い等に関する調査結果

平成21年 1月 30日
文部科学省児童生徒課

【資料1】 学校対象の調査(調査Ⅲ)

小学校数:21,800 中学校(中等教育学校前期課程を含む):10,045
高等学校(中等教育学校後期課程を含む):4,455

1	現時点(平成20年12月1日時点)で学校において、児童生徒の携帯電話等の持込みを原則禁止(一律禁止も含む)としていますか。	はい		いいえ	
		小学校	中学校	高等学校	中等教育学校(前期)
		20527	1273		
		9919	104		
		878	3562		
		17	5		
		9	6		

(1) 「はい」と答えた場合

	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校(前期)	中等教育学校(後期)
(ア) 一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により学校への持込みを認めている	11203	5014	366	10	6
(イ) 機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により学校への持込みを認めている	433	81	2	0	0
(ウ) 例外は認めていない(一律持込み禁止としている)	7922	4533	407	4	1
(エ) その他	969	291	103	3	2

(2) 「いいえ」と答えた場合

	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校(前期)	中等教育学校(後期)
(ア) 持込みを認めているが、学校内での使用を禁止している	189	22	795	3	3
(イ) 持込みを認めているが、授業中の使用を禁止している	10	11	2523	0	2
(ウ) 持込みは認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却している	104	42	34	2	0
(エ) 特に取扱いに関する方針を定めていない	806	14	39	0	1
(オ) その他	164	15	171	0	0

【資料2】 都道府県教育委員会対象の調査(調査Ⅰ)

47都道府県教育委員会(指定都市回答分は調査Ⅱに集計)

		はい	いいえ
1	現時点(平成20年12月1日時点)において都道府県教育委員会として、児童生徒の携帯電話等の持込み等について、域内の市町村教育委員会(指定都市教育委員会を除く)及び所管の学校に対する指導方針(通知の発出等)を定めていますか。	24	23

「はい」と答えた場合

(1) ① 小学校

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	2
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	5
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	0
(エ)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	0
(オ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	0
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること	0
(キ)	市町村ごとに方針を明確化すること(内容については特に指定しない)	7
(ク)	その他	10

② 中学校

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	3
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	5
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	0
(エ)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	0
(オ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	0
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること	0
(キ)	市町村ごとに方針を明確化すること(内容については特に指定しない)	6
(ク)	その他	10

③ 高等学校

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	2
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	1
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	0
(エ)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	1
(オ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	3
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること	0
(キ)	その他	15

「いいえ」と答えた場合

(2)	今後、都道府県教育委員会において、児童生徒の携帯電話の持込みについて、方針(通知の発出等)を定めることを予定していますか。	(ア)はい	(イ)いいえ	(ウ)検討中
		5	9	9

2	都道府県において、子どもの携帯電話等の所持や利用実態等に関する調査を行っていますか。	(ア)はい	(イ)いいえ	(ウ)検討中
		37	5	5

3	都道府県において、携帯電話等の危険性に関するパンフレット等の啓発資料を作成していますか。	(ア)はい	(イ)いいえ	(ウ)検討中
		41	2	4

【資料3】市町村教育委員会対象の調査(調査Ⅱ)

1, 826市町村教育委員会

		はい	いいえ
1	現時点(平成20年12月1日時点)において市町村教育委員会として、児童生徒の携帯電話等の持込み等について、所管の学校に対する指導方針(通知の発出等)を定めていますか。	510	1316

「はい」と答えた場合

(1) ① 小学校

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	231
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	230
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	3
(エ)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	0
(オ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	0
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること	0
(キ)	その他	42

② 中学校

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	218
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	242
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	2
(エ)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	1
(オ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	0
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること	0
(キ)	その他	41

③ 高等学校

(ア)	原則持込み禁止とすること(一律禁止も含む)	3
(イ)	原則持込み禁止とするが、一定の理由・事情に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	5
(ウ)	原則持込み禁止とするが、機能を限定した機種に限って、家庭からの申請により持込みを認めること	0
(エ)	持込みを認めているが、学校内での使用を禁止すること	5
(オ)	持込みを認めているが、授業中の使用を禁止すること	6
(カ)	持込みを認めているが、学校内では一時的に預かり下校時に返却すること	0
(キ)	その他	11

「いいえ」と答えた場合

(2)	今後、市町村教育委員会において、児童生徒の携帯電話の持込みについて、方針(通知の発出等)を定めることを予定していますか。	(ア)はい	(イ)いいえ	(ウ)検討中
		63	619	634

2	市町村において、子どもの携帯電話等の利用実態等に関する調査を行っていますか。	(ア)はい	(イ)いいえ	(ウ)検討中
		691	802	333

3	市町村において、携帯電話等の危険性に関するパンフレット等の啓発資料を作成していますか。	(ア)はい	(イ)いいえ	(ウ)検討中
		236	1252	338